

沖縄地区税関における税關官署の開庁時間について

関税法（昭和 29 年法律第 61 号）（以下「法」という。）第 19 条の規定に基づき、税關官署において事務を取り扱う時間を以下のとおり定め、平成 21 年 10 月 26 日より適用することとしたので公示する。

なお、同条に規定する事務の種類とは、次の表の左欄に掲げる許可、承認、交付又は届出に係る事務をいい、法第 63 条第 1 項の承認を他の税關手続の許可又は承認と併せて行う場合には、当該税關手続の許可又は承認を取り扱う税關官署の開庁時間となる。

凡例：休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）をいうものとし、土曜日又は日曜日が休日に当たるときは、休日とする。

別送品とは、出国者又は入国者が別送して輸出又は輸入する貨物をいう。

コンテナ一条約とは、コンテナーに関する通関条約（昭和 46 年条約第 6 号）をいう。

許可・承認等の区分	官 署	平 日	土曜日	日曜日	休 日	備 考
・法第 19 条の届出	那覇空港税關支署	月曜日 08:30-24:00 火曜日から金曜日まで 00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-19:30	左記の平日・土曜日・日曜日に応当する曜日の時間	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	
・法第 23 条第 1 項の承認 ・法第 66 条第 1 項の承認	本關	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	
	那覇空港税關支署	月曜日 08:30-24:00 火曜日から金曜日まで 00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-19:30	左記の平日・土曜日・日曜日に応当する曜日の時間	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	

<ul style="list-style-type: none"> ・法第43条の3第1項（法第61条の4において準用する場合を含む。）の承認 ・法第62条の3第1項の承認 ・法第62条の10の承認 ・法第67条の許可（法第75条において準用する場合を含む。以下同じ。）（別送品及びコンテナー条約第2条の適用を受けるコンテナーを除く。） ・法第73条第1項の承認 	那覇空港税関支署	月曜日 08:30-24:00 火曜日から金曜日まで 00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-19:30	左記の平日・土曜日・日曜日に応当する曜日の時間（ただし、月曜日が休日に当たるときは、12:00-24:00）	
	那覇外郵出張所	08:30-17:00	—	—	—	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	
・法第61条第1項（法第62条の15において準用する場合を含む。）の許可 ・法第62条の5（法第62条の15において準用する場合を含む。）の許可	全ての官署	08:30-17:15	—	—	—	
<ul style="list-style-type: none"> ・法第63条第1項の承認 ・法第67条の許可（別送品に限る。） 	本関	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	
	那覇空港税関支署	月曜日 08:30-24:00 火曜日から金曜日まで 00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-19:30	左記の平日・土曜日・日曜日に応当する曜日の時間	
	那覇外郵出張所	08:30-17:00	—	—	—	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	
・法第67条の許可（コンテナー条約第2条の適用を受けるコンテナーに限る。）	本関	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	
・法第102条第1項の交付	那覇外郵出張所	08:30-17:00	—	—	—	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	